

# 東北地方整備局 就業体験技術実習 実施要領

## (趣旨)

第1 本要領は、学生を対象とし、東北地方整備局において実務を体験してもらうことにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資することとともに、東北地方整備局への理解を深めてもらうことを目的とし、実施箇所、期間、手続き、服務、その他必要な事項を定めるものである。

## (実習の実施箇所)

第2 実習の実施箇所は、東北地方整備局管内とする。

## (実習の期間)

第3 実習の期間は、実習生受入れ先の各部、事務所、管理所の実情により東北地方整備局が決定する。

## (実習生の受入れ手続き)

第4 実習生の受入れ手続き等については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関は、実習生として推薦する学生をとりまとめ、定められた期限までに東北地方整備局 企画部長に提出する。(就業体験技術実習 推薦書、実習生個表)
- (2) 東北地方整備局は、教育機関の推薦に基づき、受入れる学生を選考、決定し教育機関あて通知する。なお、当該学生への結果の通知は各教育機関において行う。
- (3) 実習生の受入れにあたっては、教育機関と東北地方整備局との間で、実習期間中における遵守事項等を記載した覚書を締結するものとする。
- (4) 実習生は、実習開始前に服務規律の遵守にかかる誓約書を事前に東北地方整備局に提出しなければならない。

## (指導員)

第5 実習生受入れ部局に指導員を設け、実習生の指導にあたる。

## (実習生の身分等)

第6 実習生については、国家公務員の身分は保有しないものとし、次のとおり扱うこととする。

- (1) 実習生は、指導員及び受入れ先職員の指導、指示等に従い、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、公務の適正な運営の確保等が図られるように行動するものとし、公務の信用を失墜するような行為を行ってはならない。

## (実習時間)

第7 実習生が実習を行う時間は、東北地方整備局の職員に適用されている勤務時間の例による。

(サービスの取扱)

第8 実習生のサービス等の取扱は次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）については、実習活動中、実習終了後にかかわらず、外部（教育機関、ソーシャルネットワークサービス等を含む。以下同じ。）に公開しないこと。
- (2) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実習生受入先の長の承認を得なければならない。
- (3) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡しなければならない。
- (4) 実習生としてふさわしくない行為があった時、実習生受入先は実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに教育機関にその旨を通知することとする。
- (5) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、教育機関で負うものとする。

(実習の成果)

第9 実習生は、実習終了後2週間以内に、実施内容に関する報告書（実習の感想、学んだこと等。1,000文字程度）を作成し、受入れ先の長を経由して企画部長あてに提出すること。

(実習に係わる費用負担)

第10 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は教育機関の負担とする。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第11 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関又は実習生は、原則として、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入する保険をもって充てる他、教育機関が必要な手続きを行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。
- (3) 実習生が東北地方整備局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

(その他)

第12 この要領等に定の無い事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、東北地方整備局、実習生受入れ先、教育機関、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。